

# つくばみらい市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年10月10日(水) 午後1時30分から午後2時8分

2. 開催場所 つくばみらい市役所谷和原庁舎2階 第1, 2会議室

3. 出席者

農業委員(10人)

会 長	6番	齊 藤 常 夫
会長職務代理者	5番	中 山 雅 史
委 員	1番	谷 口 眞 一
委 員	2番	菊 地 典 夫
委 員	3番	豊 島 利 夫
委 員	4番	栗 原 哲
委 員	7番	羽 田 茂
委 員	8番	宮 田 一日出
委 員	9番	飯 泉 秀 夫
委 員	10番	矢 口 剛

農地利用最適化推進委員(10人)

委 員	大 山 謙 吉
委 員	竹 内 正
委 員	飯 田 一 夫
委 員	中 山 博 司
委 員	久 下 豊 一
委 員	鈴 木 利 一
委 員	中 村 実 夫
委 員	豊 島 芳 夫
委 員	羽 田 貞 義
委 員	高 津 芳 夫

農業委員会事務局職員(3人)

事務局 長	古 谷 隆 夫
事務局 長補佐	石 神 正 夫
主 査	大久保 慎太郎

4. 欠席委員

農業委員 なし

農地利用最適化推進委員 なし

## 5. 傍聴者

なし

## 6. 議案

議案第1号	農地法第5条の規定による権利の設定，移転の許可について
議案第2号	農地法第3条の規定による所有権移転の許可について
議案第3号	非農地証明発行可否について
議案第4号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）
議案第5号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）
議案第6号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について

### 報告事項

- ①農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について
- ②農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について

## 7. 会議の概要

### 1. 事務局（古谷事務局長）

定刻となりました。

只今より，平成30年10月定例総会を開会いたします。

携帯電話等につきましては，電源を切るか，マナーモードにさせていただきますようお願いいたします。

それでは，はじめに，定例総会の開催にあたりまして，齊藤会長より皆様にご挨拶を申し上げます。

### 1. 議長（齊藤会長）

今月の総会には偶数月ということで，農地利用最適化推進委員にも出席して頂いておりますが，農業委員，推進委員の皆さんには大変忙しい中，10月の定例総会にご出席を頂きありがとうございます。心から感謝申し上げます。

今年は，これまでになく自然災害が多発していきまして，9月30日には台風24号の影響により，つくばみらい市でも各所に停電が発生しましたし，強風により建物の被害，ビニールハウス等の農業施設の損壊，野菜の被害など，それぞれの世帯でも大なり小なりの被害を受けたのではないかと思います。

被災されました方々にお見舞いを申し上げます。

さて、本日の総会は、議案6件と報告事項2件となっています。特に、議案第4号の「農用地利用集積計画の利用権設定」では71件の申請、さらに、議案第5号の「農用地利用集積計画の農地中間管理事業」では74件の申請がありました。数多くの申請件数となっていますが、これも農地集積に向けた皆さん方の取り組みが徐々に実を結んでいると思っています。皆さんのこれまでの取り組みに感謝するとともに、引き続きのご協力をお願いいたします。

皆様の慎重な審議をお願いしまして、簡単ですが挨拶と致します。

よろしくをお願いいたします。

## 1. 事務局（古谷事務局長）

ありがとうございました。

本日の出席委員は、農業委員10名中10名、全委員の出席をいただいております。委員の出席人数が定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

また、今月は農地利用最適化推進委員の皆さんにも出席をしていただいております。全員の出席です。

それでは、つくばみらい市農業委員会会議規則第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっております。議事の進行は齊藤会長をお願いいたします。

よろしくをお願いいたします。

## 1. 議長（齊藤会長）

それでは、暫時議事を進めさせていただきます。

まず、議事録署名委員の選出ですが、私議長にご一任していただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声）

ありがとうございます。

異議なしの声がございましたので、異議なしと認め指名させていただきます。

7番羽田委員、8番宮田委員を議事録署名委員に選出いたします。

よろしくをお願いいたします。

書記については、事務局でお願いします。

それでは、議案審議に入らせていただきます。議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

## 1. 事務局（大久保主査）

議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定，移転の許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第5条の規定による転用許可申請は4件となっております。

1ページをご覧ください。

受付番号1番，申請理由は農家住宅建築のための贈与となっております。申請地は，■■■■字■■■■番■■，地目は登記現況とも畑，面積は500㎡でございます。

続きまして，受付番号2番，申請理由は自己住宅建築のための売買となっております。申請地は，■■■■字■■■■番，地目は登記現況とも畑，面積は208㎡，■■■■字■■■■番，地目は登記現況とも畑，面積は204㎡，■■■■字■■■■番■■■■番，地目は登記現況とも畑，面積は46㎡，合計3筆458㎡でございます。

続きまして，受付番号3番，申請理由は自己住宅建築のための売買となっております。申請地は，■■■■字■■■■番，地目は登記現況とも畑，面積は228㎡でございます。

続きまして，受付番号4番，申請理由は資材置場のための賃貸借となっております。

申請地は，■■■■字■■■■番■■，地目は登記現況とも畑，面積は1,983㎡でございます。

以上です。

## 1. 議長（齊藤会長）

それでは，現地確認及び書類審査の結果の報告をいただきたいと思っております。

10番矢口委員よりお願いします。

## 1. 矢口委員

はい。10月3日午後1時30分より，齊藤会長，宮田委員，豊島委員と私，事務局から古谷事務局長，大久保主査の計6名で実施しました，書類審査，現地調査結果について報告いたします。

受付番号1番，地図は2ページになります。

申請地は谷和原庁舎から小絹方面に向かって，谷原大橋手前の信号を左に入り，下小目集落の外れに位置する畑です。

申請地の農地区分は，おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため1種農地と判断いたします。

申請者は，申請地1筆500㎡を利用し，農家住宅を建築する計画となっております。

関係法令との調整も行っており、農家住宅を建築するための許可要件を満たしていると考えます。

続きまして、受付番号2番、地図は3ページになります。

現地は福岡地区の旧354号から側道を右に入り、福岡郵便局の北側に位置する畑です。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんしており、土地改良事業が行われていない農地規模が10ha未満の区域に位置する小集団の農地であるため、2種農地と判断いたします。申請者は、申請地3筆 合計458㎡を利用し、自己住宅を建築する計画となっております。

関係法令との調整も行っており、自己住宅を建築するための許可要件を満たしていると考えます。

続きまして、受付番号3番、地図は4ページになります。

申請地は、小絹地区のつくばエクスプレス車両基地の外周道路から北側に入ったところに位置する畑です。

申請地の農地区分は、水管、下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、申請地からおおむね500メートル以内に2以上の教育施設、学校法人開智学園、学校法人沼田学園があることから3種農地と判断いたします。

申請者は、申請地1筆228㎡を利用し、自己住宅を建築する計画となっております。

関係法令との調整も行っており、自己住宅を建築するための許可要件を満たしていると考えます。

続きまして、受付番号4番、地図は5ページになります。

みらい平から茨城ゴルフ倶楽部方面に向かって、コンビニのある交差点を中原方面に入り、高速道路の隧道を超え、高速道路沿いに右折したところにある畑です。

申請地の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため1種農地と判断いたします。

申請者は、申請地から500m以内の隣接大字内に事務所を有し、建築塗装業を営んでおります。

申請地1筆1,983㎡を利用し、足場機材200棟分を置く計画となっております。

関係法令との調整も行っており、事業計画に関する書面、事業経歴書等により、資材置場としての許可要件を満たしていると考えます。

各委員のご審議をお願いいたします。

以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。

書類審査及び現地調査の報告が終わりましたので早速、審議に入ります。

まず、受付番号1番につきまして、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号2番について、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、受付番号3番につきまして、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、受付番号4番につきまして、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

質問がないようですので、採決いたします。

議案第1号について、原案の通り許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございました。

全員賛成により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続きまして、議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

## 1. 事務局（大久保主査）

はい。議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を説明させていただきます。

今月の農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請は4件となっております。6ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は、■■■■字■■■■番■■■，地目は登記，現況とも田，面積887㎡，■■■■字■■■■番■■■，地目は登記，現況とも田，面積889㎡，合計2筆，1,776㎡の自作地，契約内容は贈与となっております。

続きまして，受付番号2番，申請地は■■■字■■■■番■■■，地目は登記，現況とも田，面積1,302㎡，■■■字■■■■番■■■，地目は登記，現況とも田，面積2,170㎡，■■■字■■■■番■■■，地目は登記，現況とも畑，面積690㎡，■■■字■■■■番■■■，地目は登記，現況とも畑，面積638㎡，■■■字■■■■番■■■，地目は登記，現況とも田，面積485㎡，合計5筆5,285㎡の自作地，契約内容は売買となっております。

続きまして，受付番号3番，申請地は■■■字■■■■番■■■，地目は登記，現況とも畑，面積991㎡の自作地，契約内容は交換となっております。

続きまして受付番号4番，申請地は■■■字■■■■番■■■，地目は登記，現況とも畑，面積53㎡の自作地，契約内容は売買となっております。

農地法第3条第2項各号につきましては，別紙「農地法第3条調査書」をご覧ください。

以上です。

## 1. 議長（齊藤会長）

事務局の説明が終わりました。続いて書類審査と現地調査の結果を報告いただきたいと思えます。

まず，受付番号1番につきまして，2番菊地委員よりお願いいたします。

### 1. 菊地委員

10月3日午前9時から行った書類審査，現地調査結果について報告いたします。

メンバーは，齊藤会長，中山職務代理，羽田委員，私菊地，事務局から古谷事務局長，大久保主査の6名で行いました。

受付番号1番，地図は7ページになります。

現地は，現在も水稻の作付がされておりました。

申請者は、自作地と借入地あわせて約92アールを耕作しており、常時従事者は2名で、水稻・野菜を作付する農家です。

申請地は、登記現況とも田、2筆1, 776㎡で規模拡大のため贈与により譲り受け、水稻を作付する予定です。

以上のことから、1番については、農機具等も所有しており、別紙にありますように、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、許可しても差し支えないと思われま。

各委員のご審議をお願いいたします。

## 1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございました。

続いて、受付番号2番から4番の報告を、8番宮田委員よりお願いいたします。

## 1. 宮田委員

はい、10月3日、13時30分より、齊藤会長、豊島委員、矢口委員と私、事務局からは古谷局長、大久保さんで書類審査を行い、その後で現地調査を行いました。その結果を報告いたします。

受付番号2番、地図は8ページになります。

現地の周りは目立つものがないですが、日川の中谷原地区の南側に位置しておりまして、田は稲刈りが終わった後で、畑はサトイモなどが作付けされていてきれいに管理されていました。

申請者は自作地約137アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、水稻・野菜を作付する農家です。

申請地は、登記現況とも田、3筆3, 957㎡、登記現況とも畑、2筆1, 328㎡の合計5筆、5, 285㎡を規模拡大のため売買により譲り受け、水稻・野菜を作付する予定です。

続きまして、受付番号3番、地図は9ページになります。

こちらは、南集落の西側で東檜戸・台線と農免道路の間に位置していきまして、きれいに耕してある畑でした。

申請者は、自作地約55アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は1名で、水稻・野菜を作付する農家です。

申請地は、登記現況とも畑、1筆991㎡を規模拡大のため、申請者所有の山林991㎡と交換し、野菜を作付する予定です。

続きまして、受付番号4番、地図は10ページになります。

申請地は、開智学園の北側に位置する、周りは住宅地となっておりますがこの部分だけが農地として残っているような場所です。

申請者は、自作地と借入地をあわせて約119アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、水稻・麦を作付する農家です。

申請地は、登記現況とも畑、1筆53㎡を規模拡大のため売買により譲り受け、野菜を作付する予定です。

以上のことから、受付番号2番から4番については、農機具等も所有しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

各委員のご審議の程よろしくお願いいたします。

以上です。

**1. 議長（齊藤会長）**

はい、ありがとうございました。

それでは、報告が終わりましたので審議いたします。

まず、受付番号1番について、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

**1. 議長（齊藤会長）**

ないようですので、受付番号2番について、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

**1. 議長（齊藤会長）**

ないようですので、受付番号3番について、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

**1. 議長（齊藤会長）**

それでは、受付番号4番について、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手あり）

**1. 議長（齊藤会長）**

はい。飯泉委員どうぞ。

**1. 飯泉委員**

はい。9番飯泉です。

今回の申請地を取得することで、隣接地と合わせて利用するという事なのでしょうか。面積が53㎡と狭小なものですから。

1. 議長（齊藤会長）

はい、事務局からお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

はい。譲受人は、この土地の隣接地は所有しておりませんが、譲受人の親族の方が所有している土地はあります。

1. 議長（齊藤会長）

飯泉委員よろしいですか。

1. 飯泉委員

はい。53㎡と狭い土地だったものですから、この土地だけでは利用し難いかと思ひまして質問をさせていただきました。

ありがとうございました。

1. 議長（齊藤会長）

はい。他に質問はありますか。

1. 議長（齊藤会長）

ないようですので、採決いたします。

議案第2号について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。

全員賛成により、議案第2号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議長（齊藤会長）

続いて、議案第3号「非農地証明発行可否について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

## 1. 事務局（大久保主査）

はい。議案第3号「非農地証明発行可否について」をご説明いたします。

今月の非農地証明願は4件となっております。

11ページをご覧ください。

受付番号1番，申請地は■■■■字■■■■番■■，地目は登記，現況とも畑，面積は69㎡でございます。

続きまして受付番号2番，申請地は■■■■字■■■■番■■，地目は登記，現況とも畑，面積は319㎡でございます。

続きまして受付番号3番，申請地は■■■■字■■■■番■■，地目は登記畑，現況宅地，面積は476㎡でございます。

続きまして，受付番号4番，申請地は，■■■■字■■■■番■■，地目は登記，現況とも田，面積は29㎡，■■■■字■■■■番■■，地目は登記，現況とも田，面積は25㎡，■■■■字■■■■番■■，地目は登記，現況とも田，面積は20㎡，合計3筆，74㎡でございます。

以上です。

## 1. 議長（齊藤会長）

事務局の説明が終わりました。それでは，続いて書類審査と現地調査の結果を報告いただきたいと思います。

まず，受付番号1番と2番について，7番羽田委員よりお願いいたします。

## 1. 羽田委員

はい。議案第3号「非農地証明発行可否について」，10月3日に書類審査，現地調査を行いました。メンバーは，齊藤会長，中山職務代理者，菊地委員と私羽田，事務局から古谷局長，大久保主査の計6名です。

受付番号1番，地図は12ページでございます。

今回提出されました申請書類等を審査したところ，平成7年以前から隣接宅地と一体利用されておりました。面積は69㎡です。現地に行きましても，奥行きは2メートル位で県道に面しており，宅地として利用されておりました。

続きまして受付番号2番，地図は13ページでございます。

現地は，狸穴のメガソーラー予定地の隣接地でございます。今回提出された案件については，周辺の山林と一体化しており農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難と思われまます。面積は319㎡でございます。

以上のことから、受付番号1番、2番につきましては、茨城県が発行している農地法関係事務処理の手引きに記載されている非農地証明を証明できる範囲に該当すると考えます。よって、非農地証明を発行しても差し支えないと思われま

す。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

## 1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございました。

続いて、受付番号3番、4番について、3番豊島委員より報告をお願いします。

## 1. 豊島委員

10月3日に行った書類審査、現地調査結果についてご報告いたします。

当日は午後1時30分から、齊藤会長、宮田委員、矢口剛委員、事務局からは古谷事務局長、大久保主査、そして私の計6名で、書類審査、現地調査を行いました。

それでは、受付番号3番、地図は14ページになります。

申請地は、福岡地区にあります大楽寺というお寺の参道の東側に、南北に長い宅地の中央部分に位置しております。ここには、庭と車庫兼物置のようなものが建っております。

今回提出されました受付番号3番につきましては、申請書類等を審査したところ、昭和45年以前から宅地として使用されておりました。

続きまして、受付番号4番、地図は15ページになります。

申請地は十和小学校のプールの東側で、中通川の土手沿いの田んぼの中に位置している、北側に墓地と南側に墓地とその通路がございます。

今回提出されました受付番号4番につきましては、申請書類等を審査したところ、平成7年以前から墓地及び墓地への通路として使用されておりました。

以上のことから、受付番号3番、4番につきましては、茨城県が発行している農地法関係事務処理の手引きに記載されている非農地証明を証明できる範囲に該当すると考えますので、非農地証明を発行しても差し支えないと思われま

す。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

## 1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございました。

それでは調査部会の報告が終わりましたので審議いたします。

まず、受付番号1番についてご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

1. 議長(齊藤会長)

ないようですので、受付番号2番について、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

1. 議長(齊藤会長)

ないようですので、受付番号3番について、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

1. 議長(齊藤会長)

それでは、受付番号4番について、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手あり)

1. 議長(齊藤会長)

はい、1番谷口委員どうぞ。

1. 谷口委員

説明の欄に平成7年5月以前から墓地及び通路とありますが、ここは耕地整理を行った場所かと思いますが、当時、墓地と通路ではなく田として換地を受けたということでしょうか。

1. 議長(齊藤会長)

はい、事務局からお願いします。

1. 事務局(大久保主査)

はい。もともと田として1筆の土地だったのですが、今回、墓地と通路のために、農振除外をしまして、分筆をして、今回非農地証明願が提出されたというものです。平成7年5月以前というのは、申請書類の添付書類として、平成7年5月撮影の国土地理院の空中写真を提出いただいております。平成7年には間違いなく墓地・通路として利用されていたことが確認できましたので、平成7年5月以前からとしております。

(挙手あり)

1. 議 長 (齊藤会長)

はい、谷口委員。

1. 谷口委員

ということは、■■■■-■■, ■■■■-■■, ■■■■-■■というのは、今回新しく墓地、通路のために出来た地番ということによろしいのですか。

1. 議 長 (齊藤会長)

はい、事務局お願いします。

1. 事務局 (大久保主査)

はい。新しくできた地番です。

平成30年5月9日に分筆しておりまして、そのときに初めて■■■■番から枝番で■■, ■■, ■■, ■■と分筆されています。

1. 議 長 (齊藤会長)

谷口委員よろしいですか。

1. 谷口委員

はい、わかりました。

1. 議 長 (齊藤会長)

他にご質問はありますか。

1. 議 長 (齊藤会長)

他にないようですので、採決いたします。

議案第3号について、非農地証明を発行することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

1. 議 長 (齊藤会長)

ありがとうございました。

全員賛成により、議案第3号は、非農地証明を発行することに決定いたしました。

## 1. 議 長（齊藤会長）

続きまして、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

## 1. 事務局（石神事務局長補佐）

それではご説明いたします。

議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」を16ページの総括表によりご説明いたします。

まず、新規案件といたしまして、田が18筆で、55,027㎡、畑が31筆で、45,868㎡、合計49筆、100,895㎡。貸し手が21人で、借り手が5人となります。次に更新案件ですが、田が26筆で、59,376.72㎡、畑が2筆で、1,121㎡、合計28筆で60,497.72㎡。貸し手が9人で、借り手が6人となります。合計では、田が44筆で、114,403.72㎡、畑が33筆で、46,989㎡、合計77筆で、161,392.72㎡です。貸し手が30人で、借り手が11人となります。

詳細につきましては、17ページから20ページの農用地利用権設定計画一覧をご覧ください。

以上となります。

## 1. 議 長（齊藤会長）

はい、それでは審議いたします。

こちらの議題は、一括して審議してまいります。

議案第4号について、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

## 1. 議 長（齊藤会長）

質問がないようですので、採決いたします。

議案第4号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

## 1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。

全員賛成により、議案第4号は原案のとおり許可することに決定いたしました。  
議案書の(案)を削除願います。

1. 議長(齊藤会長)

続いて、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(中間管理事業)」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

1. 事務局(石神事務局長補佐)

それではご説明いたします。

議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(中間管理事業)」を21ページの総括表によりご説明いたします。

新規案件のみとなります。田が63筆で、178, 428㎡, 畑が11筆で、21, 130㎡, 合計74筆で、199, 558㎡となります。貸し手が27人、借り手が1団体となります。

詳細につきましては、22ページから25ページをご参照ください。

以上です。

1. 議長(齊藤会長)

説明が終わりましたので、こちらを一括して審議いたします。

議案第5号について、ご質問、ご意見のある方の挙手を求めます。

(挙手あり)

1. 議長(齊藤会長)

はい、8番宮田委員どうぞ。

1. 宮田委員

一覧を見ますと、ほとんど■■■■の方ですがどういうことでしょうか。

1. 議長(齊藤会長)

はい、事務局説明をお願いします。

1. 事務局(大久保主査)

はい。今回申請しないと中間管理機構の補助金の申請が間に合わなくなってしまう

ということで、申請が多かったものと思います。

1. 議長（齊藤会長）

宮田委員よろしいですか。

1. 宮田委員

はい、わかりました。

1. 議長（齊藤会長）

その他、質問はありませんか。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

質問がないようですので採決いたします。

議案第5号について、賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議長（齊藤会長）

全員賛成により、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。

1. 議長（齊藤会長）

続いて、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

1. 事務局（石神事務局長補佐）

それではご説明いたします。26ページをご覧ください。

議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を総括表によりご説明いたします。

新規案件のみです。田が63筆で、178, 428㎡、畑が11筆で、21, 130㎡、合計74筆で、199, 558㎡となります。貸し手が27人、配分を受ける者が1人となります。

権利の設定開始は、平成30年12月1日からとなります。

詳細につきましては、27ページから30ページをご参照ください。

以上です。

1. 議長（齊藤会長）

それでは、審議いたします。

議案第6号について、ご質問、ご意見のある方の挙手を求めます。

（挙手あり）

1. 議長（齊藤会長）

はい、8番宮田委員どうぞ。

1. 宮田委員

先程と関連するのですが、今回配分を受ける■■■さんはお幾つぐらいの方ですか。

1. 議長（齊藤会長）

はい。事務局でわかりますか。

1. 事務局（古谷事務局長）

昭和30年か31年生まれぐらいの方かと思います。

1. 議長（齊藤会長）

宮田さんよろしいですか。

1. 宮田委員

はい、ありがとうございます。

1. 議長（齊藤会長）

他に質問はありませんか。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

質問がないようですので採決いたします。

議案第6号について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

## 1. 議 長（齊藤会長）

全員賛成により、議案第6号は原案のとおり承認することに決定いたしました。  
審議事項は以上です。

続きまして報告事項について、2件一括して事務局より説明をお願いします。

## 1. 事務局（古谷事務局長）

はい。報告事項①「農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について」を報告いたします。31ページをご覧ください。

今回、専決処分したものは、1件です。福岡地区になります。

申請理由につきましては、福岡の工業団地の事業用地としての売買です。

続いて、報告事項②「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について」を報告いたします。議案書は32ページになります。

今回の合意解約は4件です。

解約の理由ですが、4件とも、耕作者変更のための解約です。

報告事項は以上です。

## 1. 議 長（齊藤会長）

報告事項が終わりましたので、本日予定しました議案はすべて終了しました。

以上をもちまして、10月定例総会を閉会いたします。

ありがとうございました。